

# 農業土木を 支えてきた人々

## ぼくら ト蔵孫三郎の荒島新田の開発

佐藤 忠雄\* 吉川 篤美\*

### I. はじめに

島根県出雲地方は、古代日本文化の発祥の地で、往古から中国大陸との交通の関門として栄えていた。それだけに神話や伝記がきわめて多く、太安萬侶が和銅5年(712)に集大成した日本最古の古典「古事記」には出雲神話とその上巻の約3分の2を占める長編歴史物語となっている。

この地域の開発は「国引きの伝説」に始まり、斐伊川、飯梨川を中心とする大小河川の活動とともに進められ、また治水史も「八岐の大蛇」の神話に始まる。一方、同時代から農業、製鉄、あるいは装飾具の製造、酒づくり等々、生産活動が盛んに行われていた事実も十分推測できる。しかし、文献に残っている開発事業は寛永年間(1624~1643)以降であり、主要な開発には表-1のものがある。

このほか多数の開発の事蹟があるが、ほとんどが用水の開削による荒蕪地の開発、あるいは排水渠を開削して池沼の水位を下げ、周辺の葦草地を開発する等のものであった。

こうした中で、孫三郎は水利土木の技術を創案、流水運土工法による埋立干拓に成功し、また舟運を図るための河口浚渫土を利用して中海沿岸の埋立てを図る等、みずから「新田開キ候手本ニモ成ルベキ儀ト、物入ニモ構ワズ・ヒトエニ成就ノ処ヲ御願ヒ申上ゲ」云々と述べているとおり、その成功は当地域の開発の先鞭をなしたもので、ここにその計画の内容と労苦の記録を紹介することとした。

### II. 家系と略歴

孫三郎は、元禄9年(1696)仁多郡竹崎村(現仁多郡横田町竹崎)の鉱山家基兵衛の二男に生まれ、兄を長左衛門といい、嗣子がなかったものか、その後継者と定められて一家を支配していたが、思うところあったものと

\* 島根県出雲農林事務所(さとう ただお、よしかわ あつみ)

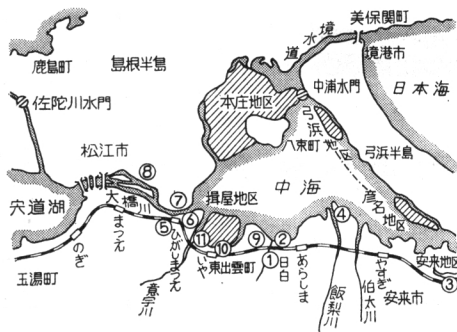
表-1 出雲地方における藩政時代の開発

開発者	生没または 開発年代	事蹟の要旨
大槻七兵衛	1621生 ~1689没	荒木浜の開拓363町、高瀬川の開削8km(446町) 釜海川の開削と神西湖周辺の開発。十間川の開削(514町)その他各地の開発計画を立案。
同二代 忠左衛門	~1689没	父の事業を助けたが、父の死後間もなく没。
同三代 忠左衛門	1684生 ~1754没	祖父の意を継いで栗原岩樋、間府川、妙仙寺川を開削(240町)、神戸川に大石堰(十間川頭首工)を築造し、用水の便を図る。
三木与兵衛	1595生 ~1643没	神光寺川を開削し、菱根池を干拓・51町を造成。
ト蔵孫三郎	1696生 ~1755没	荒島新田、羽入新田の開拓をはじめ、中海周辺の開発。
清原太兵衛	1711生 ~1787没	佐陀川を開削。宍道湖沿岸低平地の開発。
周藤弥兵衛	~1657没	意字川の切貫工事(バイパス)を施工、旧河川敷に新田造成。
同三代 良利	1651生 ~1752没	祖父の切貫工事を再改修し、14町7反の美田を造成。
井上 恵助	1773生 ~1842没	浜山(海砂堆積の山)の植林に成功、飛砂による周辺農地の被害防止と荒蕪地の開発。
松江藩主 松平 素貴	1815生 ~1863没 1831着工	たび重なる斐伊川の水災を除去すべく、幅200m余、延長約10kmの放水路を開削。

見え、相続権を弟の基六に譲り、享保6年(1721)荒島村(現安来市日白町)へ移住した。

ト蔵の宗家は楠家の末裔と伝えられ、安政7年(1860)申3月『ト蔵系図目録ト蔵屋基兵衛控』(昭和31年当時33代当主ト蔵桂氏蔵)によれば、楠七郎正秀(別名大和守正氏)卿32歳にて、舎兄正成公とともに、延元元年丙子(1336)5月25日「七生報国」を呼んで忠死したとき、その妻(名和伯耆守長年の舎弟太郎左衛門長義の娘)が懐妊のまま伯州の故郷へ帰り、一子勝太郎を産んだ。その後成人し、武将となり、能義郡井尻村(現広瀬町十年畑)に城を持っていたが、その三代の孫吉次郎が基兵衛と改名し、武將を捨てて竹崎村へ移住した。その後明応4年(1495)、19代基平の代からト蔵と改名したと記されている。

ト蔵宗家は、鉱山業を営んでいたから、天稟慧敏なる



注) ○番号は文中、IV. 卜蔵孫三郎事蹟, 各項の事蹟番号を示す。◻は中海干拓地を示す。

図-1 卜蔵孫三郎事蹟位置図

孫三郎は知らず知らずのうちに測量土木の術を習得し、大きな興味を抱くようになった。これに加えて、彼の堅忍不拔の気性・熱烈なる公共心とはついに不滅の功を土木事業に残すこととなり、後世に長くその余沢を受けさせることとなった。孫三郎は晩年、名を治左衛門と改め、宝暦5年(1755)に没した。

孫三郎を初代とした卜蔵家は、連綿として10代に及び、明治維新前まではなお地方の豪族として重きをなしていた。

### III. 卜蔵家の盛衰

孫三郎が荒島村に分家するに当たって、何ほどの財産分配を得たかは、いまこれを明らかにすることができない。しかし、わずか20~30年の間に各地の新田開拓から道路改修、その他の事業をことごとく私費で成就したところを見ると、決して僅少の資産でなかったことは想像にかたくない。孫三郎の才気と豪胆さは、着々と土木事業の功をなしたばかりでなく、一方では2隻の大船を上方および北国地方に送って、盛んに商業を営んだから、その家運は実に隆盛をきわめていた。彼が編さんした『当家根元記』に明らかにその事実が記されている。晩年にはその船がことごとく難破したので、家産の動揺を来したようである。しかし、不屈な彼はなお社会的事業に向かって私財を惜しまなかったから、しばしば賞詞を受け、藩は屋敷1カ所の永代御免地扱いや、下郡に任命するなどの賞を与えた。

二代甚左衛門に至り、安来に塩問屋を開くとともに、家政の整理を進めたけれども、たび重なる洪水のためその意を果たさず、ついに所有の新田を親戚に質入れして負債を弁償したのである。しかし、六代良兵衛の書き加えた『当家根元記』の巻末の記事によると、その質入れ

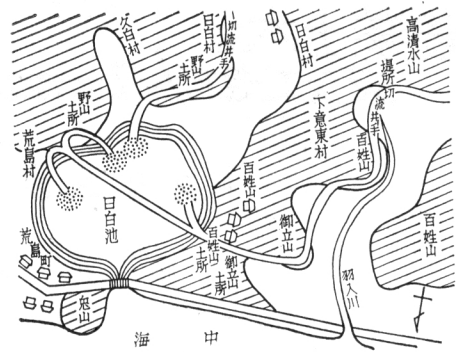


図-2 日白池埋立設計図

した田地は、後に親戚の厚意によってもらい受けたとある。

三代安左衛門は早世し、四代孫三郎(安左衛門弟)に至り、開拓事業を起し、家運はやや挽回したけれども天保11年(1840)2月から5月までに行われた富田川(現飯梨川)尻改修工事のために、先祖孫三郎が辛苦を重ね開拓した8町余の別石新田はことごとく現今の川底に埋められてしまった。そして古川跡の西土手つきの若干の土地を、先祖開拓の功による代替地としてもらったにすぎなかった。

### IV. 卜蔵孫三郎の事蹟

#### 1. 荒島新田の開発①

当時、荒島村の西端で意東村(現八束郡東出雲町)に接する地は湾入しており(現在は山頂が市町界であるが、当時は池の中央が村界であった)、これを日白池といていた。以前、下意東村の助三郎という者が、芝居営業の許可を得て、その収入をもって埋立てを計画していたが、水が深く、途中で挫折していた。

孫三郎は、これに着眼し、享保6年(1721)荒島村に移住するや直ちに開拓の計画を立てて、自費をもって開拓をすることの許可を願い出で、翌7年に藩の許可を得て、8年に着工した。

まず、彼が藩に提出した設計書を要約すると次のとおりである。

「『御願申上御新田之事』

田五町程

私は、能義郡荒島村日白池を自力をもって新田に仕立てたいと思います。この工法は、上意東から下意東荒島まで新しい井手(水路)を設けて水を流し、日白の近くの山を切り流して埋立てようと思います。この井手の長さは、およそ4,800間ほどで、このうち御田地は350間

ほど、\*1 地下腰林が 400間ばかり、\*2 御立山が 400間ほどと見込んでおります。

1. 日白池から荒島まで井手 1 路線、およそ 1,200 間ほどのうち御田地を 200 間ほど、地下腰林 300 間ほど通ります。この 2 カ所の井手が、山続きでない個所は釣戸井、渡し戸井、あるいは谷々へ堤を設け、水勢を強くすることができるように井手を掘りかけたいと思えます。井手筋のうち御田地、あるいは\*3 野山腰林を通りますが、井手幅はわずかですので、この旨を村方へ仰せつけ、了解させてください。
2. 各所で田の中を釣井手、釣戸井で通しますので、戸井筋あるいは戸井渡し木、柱木などを立てます。この井手用地として使用する土地で、御田地の部分の間数を御見分いただき、相応の年貢米を地主へ上納させていただきますようお願いいたします。
3. この新井手工事は大変なことでございます。もし御田地へ井手筋を掘り込みますときは、掘り土を整地して田区直しをいたします。そのとき、地主がいささかも苦情を申し出ないようにお申し付けくださるようお願いいたします。
4. 切流土の採取場所について、下意東御立山のうち地下腰林並びに\*4 草山は、工事の都合次第に切り流すことを許可いただくようお願いいたします。百姓腰林\*5 については、村役人に現地調査をいただき、相応の代銭をお払します。この旨を村方へ御通知ください。もし地主が不相応の代銭を要求したときは、現地御調査の上、適切な裁定をいただくようお願いいたします。
5. 戸井の桁木、柱木、立杭等を多量に要しますので、荒島村高塚の御立山並びに安来の海辺で、松木の目通

り 5 尺回り 200 本、同 2 尺回り 100 本、そのほか小丸太木の柱材が相当量入用ですので、その必要な量だけ伐採を申しつけてください。

6. 5 尺回りの松木 1 本につき代\*6 新銀 3 匁ぐらい、2 尺回りの松木 1 本につき代新銀 1 匁ぐらい、お払いするように願ひ上げます。このほか小丸太木は相応の代銀をお申しつけください。
7. 上記の場所を切り流し、新田に仕立てるまで、年々の入用米は、およそ 800 俵ほどと存じます。大変な物入りですので、開き立て後、上納を 18 年間御免くださるよう、\*7 石新田にしてください。
8. 安来町の灘筋に宅地造成の可能な場所が 2 カ所ありますので、これを私に仰せつけくださるようお願い上げます。年々宅地に仕立て、お改めを受け、地銭を上納いたします。

以上のとおりのお願い申し上げます。大変な新開きをお願い申し上げますので、分限不相応な物入りであります。故に借地働きをもって何とか開き立てたいと思えますので、願ひのとおり御許可くださるようお願い申し上げます。以上。

享保 6 年丑 11 月

これに対し、藩の許可は、

「前書、仁多郡竹崎村孫三郎からの能義郡日白池の埋め立て新田開発の願ひ許可しました。工事の場所について、来る卯（享保 8 年、1723）から、午（元文 3 年、1738）まで 16 年間、年貢御免を認めるので、開発に精励し、16 年を過ぎた未（元文 4 年、1739）にこの証文を差し出し、反畝改めを受け、年貢を上納しなさい。かつまた、安来町灘筋において、宅地造成可能な 2 カ所を自力造成したい旨の願ひ出で、これまた願ひのとおり許可す

\*1 地下腰林 藩の所有地で、集落に利用を許可している山林（薪炭林等）  
 \*2 御立山 藩が直接管理している山林  
 \*3 野山腰林 入合権のある腰林  
 \*4 草山 草刈り山  
 \*5 百姓腰林 直接個人に利用権のある腰林

\*6 新銀 3 匁 現在では米約 4 升程度に相当する。当時は米が非常に高価である一方、木材等の資源は比較的豊富であり、現在と其の価値観が全く違っていたことがうかがえる。  
 \*7 石新田 竿入れがなされ、反畝の改めはなされているが、免租されている新田。



写真-1 圃場整備を終えた荒島新田



写真-2 高清水の水源地（湧水池）

る。追って宅地の造成を終われば、改めを受け、地銭の上納を申しつけます。以上。

享保7年寅11月26日

もっともこの許可がおきる前に次のような開発を推進するための意見が具申されている。

「この新田開発の場所は、先年下意東村助三郎の願により、芝居営業の収入を充てることとし、許可され、御立山を腰林にかえつかわされましたが、埋立てることができず、放棄しております。このたびの竹崎村孫三郎の願い出は、埋立ての工法も非常によいように相聞きます。井手筋の築堤カ所並びに御立山、野山の土取場も現地踏査し、下意東村の庄屋と話し合いましたところ、何の支障もございません。少々の田地及び腰林へ井手を通しますので、人により迷惑する者もありますが、大変な新田開発でありますので、お上が御許可になった場合違背申すことはないよう、その上、個々の損失が不均衡にならないよう取り計らいますと孫三郎が申し出ております。

1. 5尺回りの松木200本を願っておりますが、要望のとおり残らずもらい受けるよう、このことについて話し合いましたが、5尺回りばかりがなければ、4尺回り以上の木を入用次第にもらい受けられるようにと申しております。上記のとおりですので、100本余りで済むものと思われま。この願いがかなえられれば、順々に入用次第、お役人の改めの上、受け取りたい由代銀についても値段相応に仰せつけくださるようにと孫三郎が申しております。
2. この四尺回り以上の木について、山方役人へ照会したところ、安来十神山谷に半枯れ松木が相当であると申されました。そのほか各所に相応なものもかなりあると申されました。
3. 追って安来での宅地造成の願い出について申し上げ

ます。灘海端に工事を進めれば、宅地に適す場所があります。以上のとおり現地調査の上、孫三郎並びに村方が十分話し合いました。測量絵図を添え上申いたします。」

要するに彼は、上意東より4,800間（約8,700m）と日白谷から1,200間（約2,200m）の2線の導水路を開削して、当地ではカンナ流しという、花こう岩風化土を、流水選鉱により砂鉄を採取する工法を、運土の工法に活用し、日白池周辺の山を切り流し、埋立てを計画したものである。このころ、すでに仁多地方では廃土を谷部に流下堆積して農地の造成をした事例はあったものと思われるが、水路の開削に当たり、谷部には釣井手（築堤して水路を設ける）、釣戸井（掛樋）、渡し戸井（1経間掛樋）等を設け、末端の日白池を渡すときは後述の逆サイホン工を考案している。隧道の開削は珍しい事例でなかったものか、「掘貫」とのみ記し、何の説明もなされていない。ことにこの計画では、用地の調達、あるいは補償問題、材料の調達等について綿密な配慮がなされていることがうかがえる。

また、戸井の材料としては、「安来十神山谷ニ半枯松木余程可有御座由」とあるように、十神山の枯れ松で大いに便宜を受けた。このため享保14年（1729）には、「安来十神御立山谷々へ杉、檜、樅等植候者、可差上之旨卜藏孫三郎寸志申出」と後世に残る形で利を還元しているあたり、開発事業者としてまことに奇特な発想である。

なお、この埋立事業の許可にあたって、18年間の御免願い出に対し、16年間に査定して免租を認め、許可されているのが注目される。

孫三郎が晩年みずからの半生を書きとめた『当家根元記』および6代良兵衛の書き添え文は、要約すると次のとおりである。

「当家根元記

1. 私は能義郡日白池に新田をこしらえ立てたいので、享保6年（1721）丑年の春、仁多郡竹崎村から移住し、荒島村油屋空左衛門方に落ちつきました。同村の庄屋助次、年寄忠右衛門、同安右衛門、同九兵衛の4人に新田開発の主意を願い出たところ、だれもがご承知くださいましたので、早速、願書を作成して申請しました。このときの郡役人のうち、上坂田村の下郡新三郎殿、安来町の組頭与一右衛門殿が、副申書をつけてお取り継ぎ、お上へ申達くださったところ、願い出のとおり許可がありましたので、8月初旬、弟清左衛門、同甚六、大工伝七、山子頭廻細木七兵衛、山子15人の計19人を呼び寄せ、まさ鍬、打鍬等を持参させまし

た。そして高清水の下の福井川から雨水を横に取り入れ、それから井手を掘り、その勾配は600分の1ぐらいにして掘り進み、荒島村から毎日人夫を20~30人ほどずつ雇い入れ、大勢で切り流しをしましたので、工事ははかどりました。それから順々に長尾崎へ掘り回し、高坪の下、どぶどぶ谷を掘り回し、才の神を掘り、次にたの坂を掘り、それから日白地藏の上まで井手を掘り回し、取水いたしました。高清水の下から日白地藏までの井手間数は3,858間ありました。どうも水勢が弱いので、1尺ぐらいの大竹をたくさん買い寄せ、1丈2尺ぐらい(約3.6m)に切り、節を貫き、縄で巻き立てて、12本を並べ、継ぎ手には1尺四方ぐらいの四角い木を、竹のあと先に差し込むよう丸い穴をあけて、継ぎ立て、継ぎ立て、向かいの乙坂の7分目ぐらいのところまで駒頭にて水を釣り上げました。もっとも下の田面には3尺ぐらい(約90cm)に床を上げ、その上に12本の竹を載せました。こうして水が揚がりまして、諸方からたくさん見物に來られました。さてまた乙坂から横井手を掘り回し、それから二股両谷を掘り貫き、向かいの白坂山へ棚を釣り、切り流しましたが、水勢が弱く、山の土取りがよくないので、切り流しできませんでした。ようやく3反歩ばかり埋まりましたので、またいろいろ工夫をして、才の神に堤をこしらえ、水を貯留して、坂中井へ井手を掘り、同7月末ごろ、この取水井手を切り通して掘り貫き、下日白家の上まで水が来ました。それから自分の宅地の上から棚をかけ、直ぐに家の後の上下を切り流しましたところ、昼夜水瀬が強く、土取りがはかどり、逐次埋まってきました。それから下の地藏のところへ棚をかけて切り流し、大分埋まりました。なおまた水井手を後へ回し、西側の権兵衛山に棚をかけ、切り流しまして、町後の蛇の口まで埋まりました。それから切り通しの上下を切り流し、逐次埋まり、年数7年振りに中土手から下は残らず埋まり、未(1726)6月から申(1729)年までに地ならしを全部完了し、土手の上の池へ泥舟を乗り込み、泥かきで泥を揚げ、客土をして稲を植えたところ、ことのほか出来立がよく、もはや相当な年数をかけているので来年は竿入れ(測量)を受けるべきと思い、翌春、意宇郡、能義郡の役人方へお願いしましたところ、両郡の役人がお立ち会い、御検分なされ、意宇郡の役人の方が申されるには、中川から東は能義郡分、中川から西は意宇郡下意東分にするのが適切ではないかと申されましたが、以前、助三郎が新田開発をしたときも論談がありまして、そのとき、これからは能義郡の土で埋立てた

ときは能義郡分、また意宇郡の土で埋立てたときは意宇郡分と申し合わせがなされており、もっともように聞こえますが、このようにしてはわずかの新田が両郡に分かれることはむづかしく、ことに本郷つきになっては、だんだんに不益などもありますので、何とぞ能義郡荒島村のうち免別にして、別石新田にお認めいただくよう、お上にしきりに願ひ出たところ、お役人様方が御見分なされて、願ひのとおり荒島村別石新田と認められ、その翌年に御検地がなされました。(中略)日白沖から竿打ち始められ、土手から下を残らず終わったところ、反畝2町7反8畝20歩ありました。土手から上の水代を舟で竿入れされたところ1町歩あって、都合3町7反8畝20歩でありました。

2. 渡りおきの新田切り流しに、坂中井に棚をかけ、切り流し、その次に権兵衛山の下を切り流し、3年振りに大部分埋め終わり、それから地ならしして荒島灘の砂を積み取り、地ならしした上へ持込んで砂と土を切りまぜて畑を造成し、下意東村本郷で竿入れを受けましたが、その後下意東村で御検地があり、再度竿入れを受けました。
3. その後、土手より上の池内へ、久保の上を切り通し、土切り流し、岩家ヶ谷から尊堀の鼻まで戸井をかけ、ここから池まで棚をかけ、切り流したところ、1年半ほどでほとんど埋ったので、順次地ならしをして稲を植えました。

(4, 5, 6項略)

7. 寛保元年(1741)酉年に元屋敷に普請して移転しました。そのときの棟梁は大工佐吉にいたさせました。それから追々家が富み、繁盛に暮らし、荒島村、下意東村で本田(課租される田)の石高が90石余り、また東赤江村で別石も買い求め、その上、能義郡下郡役をも相務め、なおまた月吉丸650石積み、月形丸1,300石積みを自分で建造して、上方はもちろん、北国方へも差し遣わし、繁多に商売もいたしました。とかく家業体第一に、その分限を失わず、家を大切に守ったならば、子孫は連々と相続できます。かつこれ以後、格別家の規矩にかかわる出来事があったときは、いずれかの代に出来事があった次第をこの旧記に書き載せておくよう申しつけます。以上。

是時宝曆3(1753)酉3月

「6代良兵衛の書き添え

先祖孫三郎は繁盛に暮らししていたので、手船月吉丸650石積み、月形丸1,300石積み、両隻を自分で建造して、上方はもちろん、北国方へも遣わし、中荷は自分の商売物を積んで回らせていたが、両隻ともに破損し、そ

の損失は軽からず、そのため勝手向が不如意となったので、東赤江村の別石新田を地質にして家嶋から借銀しましたが、その返済ができないので、この田地をお渡ししました。でありましたが、幼名熊吉は孫であるため、その後お差し返しくださいました。またまたその後、400石積みの鉄吉丸という船を遣わされたとのことで、この運賃として銀を余程お渡しくださった重々大恩の家嶋家があります。よって月溪妙輝信女は、家嶋から甚兵衛門の妻にもらい受け、すなわち熊吉が改号した安左衛門の実母でありますので、長く大恩に報いるため、東赤江の別石に古塚を祭り、卜蔵家子孫繁栄の祈所にします。

文化15年(1818) 戊寅4月 良兵衛記録す」

孫三郎はこの事業の遂行に当たって、生家から弟をはじめ腹心の技術者19人を呼び寄せ、また専用の工具も持参させて周到な計画のもとに着工している。しかし8年で7分どりの埋立てを終え、稲作を試みながら、一時この工事を中断して、他方道路の開設、羽入新田の開発等を手がけている。元文3年(1738)の竣工期限に至っても、まだ1町余の水代を残す難工事であった。財力の不足と用水の欠乏とに打撃を受けたが、彼の初志貫徹の念は堅く、元文3年の実地検査願にあわせ、わずか1町余の開発のために、さらに「乍恐御願申上候事」を申立て、再び用水池の築造と、減租すなわち別石の許可を申請して、ついにその後約1年半を要して3町7反余のすべての埋立てを終えることとなる。

孫三郎のこの技術者気質というのか、損得を超越して自分の立てた計画の完遂のみを願い、約20年の歳月ひたすら努力を重ね、ついに初志を貫徹したその執念は、まったく感服のきわみである。さらにまた、当時から公有水面埋立て後の土地の所属の良否が行政的にも土地利用上からも問題があることを看破し、明快な境界設定案を申立て、それが認められたこと、また流水運土で埋立てた粗砂に湖底の泥土を客土し、土壌改良まで施工していることは、とくに注目すべき技術的才覚である。ただ一つの不明確な点は、取水地点と導水経路である。計画書では「上意東より荒島まで4,800間の新井手」とあり、根元記では「高清水之下、福井川より3,858間」とある。さらに『雲陽郷方古今覚書』には、要約すると次のとおり述べられている。

「下意東村の羽入谷、高清水の下に井堰を設け、水井手を山の腰へ掘り回し、同村サイノタワというところまで、井手2,800間ばかり掘り回しました。そこから向かいの山に谷がありましたので、その間28間を箱戸井にして、釣り木の高さ2丈(約6m)余りとして水道をつけ、また山へ井手を掘り、坂中の御立山の中へ700間

余り井手を掘り回し、総延長3,500間余り掘り回し、それより下、下意東村田畑の前に高さ2丈余りに棚をこしらえ、箱戸井を200間ばかりかけ、日白池に切り流して、29年前、卯年(1723)から戌(1730)の秋まで8年間切り流し、日白池の7分どりを埋立てました。残りの水代は、去る午(1738)から来る酉(1740)の春までに埋立てするつもりでございます。いままでに埋立てて田地とした土地は、石高28石余りの御年貢を上納いたしております。」

これは「二代甚左衛門、宝暦7年(1757)認む」とある演説書の記述とされている。これら、それぞれの水路延長を図上で計測するとき、いずれの延長もまったく不可解である。現在でも各所に水路跡は認められるが、具体的な経路、延長、どこでどうした工法がとられたか等を実地に詳しく調査し得なかつたのは残念であり、いずれ機会を見て、その技術的解明を試みたい。この地も急速に進む農業の近代化、そして水田利用再編への対応は余儀なき現実であり、昭和52年から圃場整備事業を実施し、ポンプによる強制排水の設備を設け、同56年には完成の見込みで、その様相を一変し、いまでは往古の面影をとどめない。

## 2. 羽入新田②、別石新田④の開発等

日白池から中海に注入する場所で、砂が打上げられていて渡と名づけられていた一帯に、享保13年(1728)から、旧街道より沖にかけて石垣を築き、意東村高清水からの導水路を分流し、土砂を流し、新田1町歩の開拓が享保15年(1730)に終わっている。この新田を羽入新田と呼び、前記の荒島新田と合せて約90石を産する土地となった。その後、この一帯の埋立地拡大の計画を持ち、護岸用に石を海に埋めたが、その途中で没したため、この埋立ては今日までも実現せず、干潮の日には時にその石影が認められ、往古の労苦がしのばれる。

その他、門生村馬白畑③において、荒地の開拓を享保10年(1725)に実施しているが、詳細は不明である。

いま一つ大きなものに、別石新田④がある。これは富田川下流東赤江村下坂田村一帯のものであり、清井村河津伊右衛門の開拓工事の中であったものを元文4年(1739)孫三郎は「売渡申別石新田之事」と題する10カ年期限の買い戻し特権つき契約書により、これを買収した。

その契約の要旨は次のとおりである。

1. 「面積は田畑合わせて14町9反8畝歩で、うち本田が6反3畝15歩、総取石高89石8斗8升、うち租納残の石高74石9斗である。
2. 境界を明確に表示した後、目下開発の途中であり、引き続き公儀からの御免租の証文を残らず相添

えます。

3. 代銭は1,400貫文である。
4. この代銭で10カ年切りで売り渡しましたので、今後の開発、上納等は買受人がすること。
5. この代銭に年利3割の利息の複利計算で買い戻します。ただし、それができないときは子孫孫親類等に至るまでいささかも申し分はありません。  
為後日仍而如件元文4年(1739)売主河津伊左衛門]

しかし、この新田は飯梨川の流砂で造成したため、土地が肥沃でないという大きな欠点があった。このため孫三郎は十神山の刈草や、この地で牛馬市を開き、その糞尿で土地を肥沃にすることを考え、「御願申上口上之覚」と題し、次の要旨で牛馬市の許可を願い出た。

- 「1. 5年前の暮れに買い求め、逐次開発して3カ年間手作りましたが、もともと肥料分がなく、砂ばかりでできており、少々の買い肥料では行き届かず、悪くなるばかりで、年々不出来で難儀しています。
2. 何とぞ1年に2～3度の牛馬市を開くことを許可願います。春1度、秋1度は田地に作物がないとき、夏は新造成地で作付していない土地で開きたいと思えます。
3. この牛馬市が繁盛して、売買があれば鞭先銀を取立てて上納いたします。
4. 郡内の田畑、人家には何の支障もありません。

以上のとおり御許可いただければ、新田もよくなり、百姓を続けることができ、逐次開拓も進み、お竿請けもできるようになると思えますので、願いのとおり御許可くださるようひとえにお願い申し上げます。以上。

亥月(寛保3年、1743か)

こうして郡役人を通じて申請した案件は、4月21日申請どおり認められ、この市が繁盛したら鞭先銀取立てを命ずるものである、との条件つきで許可された。

こうして開いた別石新田ではあったが、天保11年(1840)川違いにより8町歩が川底に埋まってしまった。

孫三郎の開拓に関係するものは、以上のもの他に八幡新田⑤(馬潟駅南側)、出雲郷川尻⑥、大井村⑦、福富村⑧(現松江市朝酌付近)等の新田を開発している。

### 3. 道路の改修

新田開拓の傍ら孫三郎は道路の改修に力を尽くし、世の進歩と、殖産の振興に寄与したところが多い。

(1) 下意東村坂下道⑨ 当時、松江から伯耆へ通ずる国道は、下意東村(現東出雲町下意東)字渡の急坂を通過していたので、人馬の難渋がはなはだしかった。享保18年(1733)海中に石垣を築き出し、新道60間(109m)をつくって坂道を解消した。

(2) 揖屋明神森下道⑩ 旧国道は、揖屋明神の森中を通過して、みこ谷を経て下意東に通じており、険悪な坂道であったので、孫三郎は私費を投じ、延享元年(1744)明神森下の海中へ石垣150間(272m)を築いて道路を開通した。その後、数回水害で破壊したが、その都度ト蔵家が修築し、しばしば賞詞を受けた。現在では、これらの道路はその後の鉄道新設、国道改設等によりまったくその原形をとどめていない。

### 4. 馬潟川尻の浚渫⑪

現意宇川の川尻が堆砂により浅くなり、「大船へ乗込不申難儀仕候=付」これを浚渫し、対岸の大海崎、大井両所から石を運搬して捨石として中を埋立て、造成したかなり詳しい記録があるが、これは四代孫三郎が初代の遺志を継いで実施したものと想像される。

### 5. おわりに

以上、荒島新田の造成を中心とした孫三郎の地域開発への情熱と、その事蹟の一端を紹介したが、封建支配の体制下であって、彼がなぜこのような大事業をなさねばならなかったか、世の体制を動かすためであったか、自分の固定化を肯定し、封建支配の便に供したか、その真意は知る由もない。しかし、当時は幸いにも八代將軍吉宗の時代で、勤儉力行の美風が天下に広まり、松江藩主も賢明な五代宣維<sup>ノブスミ</sup>、六代宗衍<sup>ムネノブ</sup>の時代であって、出雲の地でも驕奢逸遊を戒め、殖産振興に強く意を注いだときである。

土木技術に生きた偉人孫三郎にして、その才を遺憾なくふるい得たのもこの時代的背景があつてこそであり、土木技術者冥利に尽きる生涯を全うした人と解したい。

#### 引用文献

- 1) 鳥根県旧藩美蹟：明治45年、鳥根県内務部刊
- 2) 孫三郎事蹟調査書写：明治3年、能義郡役所筆写
- 3) 安来市誌：昭和45年9月、安来市史編さん委員会刊
- 4) 東出雲町誌：昭和53年7月、東出雲町史誌編さん委員会刊
- 5) 当家根元の記：昭和35年9月、安来市荒島町ト蔵透氏蔵

[1981. 5. 25. 受稿]